

# 令和6年度 苦情解決責任者・第三者委員研修 実施要領

- 1 目 的 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(旧厚生省通知)を受け、社会福祉事業の経営者は提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされています。
- また、平成29年3月7日の上記指針の一部改正により、自ら提供するサービスから生じた苦情について自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務とされ、苦情対応への経営者の責務が明確化されました。
- これらを踏まえ、施設(事業所)の苦情解決体制の整備促進とともに、社会性や客観性を確保し、利用者の特性などに配慮した適切な対応を促進するため、苦情解決責任者及び第三者委員の役割や職務への理解を深めることを目的として実施します。
- 2 主 催 福島県運営適正化委員会
- 3 日 時 令和6年9月2日(月) 10:30~15:30
- 4 会 場 ビッグパレットふくしま1階 コンベンションホール  
(〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地 TEL 024-947-8010)
- 5 受講対象 県内の福祉サービス事業所における苦情解決責任者・第三者委員
- 6 定 員 **250名**  
・事業所単位で1~2名の申し込みでお願いします。  
・定員になり次第、申込期限前でも締め切ります。
- 7 研修経費 3,000円 ※研修当日、受付にてお支払いください。
- 8 研修内容 別紙プログラムのとおり。
- 9 参加申込 別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXにて  
令和6年8月20日(火)まで に下記へお申込み下さい。

(申込み・問合せ先) 福島県運営適正化委員会  
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内

(申込み) **FAX 024-524-2228 【研修受付専用】**

(問い合わせ) **TEL 024-523-2943**

## 10 個人情報の取扱い

- ・本研修会において受講申込書に記載された個人情報は、運営管理の目的にのみ利用させていただきます。  
なお、本研修会の名簿に施設（事業所名）・職名・氏名を掲載いたしますので、御了承願います。

## 12 留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染予防・拡大防止策として、手指消毒やマスク着用にご協力願います。
- ・申し込み後、発熱や風邪など体調不良の場合には受講をお取り止めください。

## 11 その他

- ・昼食は各自ご準備ください。（会場での昼食販売はありません）
- ・研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ・地震や台風、感染症の影響により中止や延期とする場合がありますので予めご了承ください。